

比較表

条例試案（矢野氏・馬場氏）	論点	事務局条例案	備考
<p>障害者が共に生活する社会をつくる</p> <p>小金井市条例(仮称)</p> <p>前文</p> <p>障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援が必要ですが方法も違ったりします。 それでも、小金井市民の一人ひとりとして、市民活動等への参加や買い物・食事・観劇等々の誰もが日常的に営む生活「あたりまえの生活」を市民の一員として出来る事を願っています。 お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」であると共でありたい。「安心して住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいくこと、そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ちをもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定することにしました。 私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や2006年12月に国連総会で「障</p>	<p>前文 本条例の理念や制定の意義を表す。</p> <p>条例の作り方として、どういう小金井市をめざすのかを述べる</p> <p>多くの市民の意見反映が望ましいが、納期を優先するか、質を優先するかの苦渋の決断の考え方が必要。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条において「法」という。）に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活</p>	<p>小金井市障害者差別解消事業実施要綱（案） 平成28年4月1日制定案</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条において「法」という。）に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(特定相談)</p> <p>第3条 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p> <p>2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。</p> <p>(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。</p>

害者の権利条約」が制定され、わが国でも2014年1月に批准しました。

これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になります。

「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考え、共に生活する社会をつくっていく事になります。その第一歩が今回の条例です。

市民の皆さんと共により良い小金井市を作るため共に歩いていきましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる

を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念、および、法の趣旨にのっとり、障害を理由と

(3) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく）を運営する基幹相談支援センター等に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(申立て)

第4条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう、申立て受付票（様式第1号）に記入し、申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁

<p>地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。</p> <p>(3) 障害 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害</p> <p>イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態</p> <p>(4) 障害者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 前号アに掲げる障害がある市民</p> <p>イ 前号イに掲げる障害により、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民</p>		<p>する差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p> <p>(市民等の責務) 第5条 市民及び事業者は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(相互理解の促進) 第6条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(差別の禁止) 第7条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(市における合理的配慮) 第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施につ</p>	<p>の行う処分を取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為(同法第2条第1項に規定する事実行為をいう。)の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。</p> <p>(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)</p> <p>(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p> <p>(事案の調査) 第5条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等(市から委託を受けて障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。(助言及びあっせん)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、自立支援協議会に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問を求めるものとする。</p>
--	--	--	--

<p>(5) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。</p> <p>(6) 養護者 障害者を現に養護する者であつて、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。</p> <p>(7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。)をいう。</p> <p>(8) 差別 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 障害者の氏名その他の障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等が不当に妨げられること。</p>		<p>いて必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(事業者における合理的配慮)</p> <p>第9条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>(特定相談)</p> <p>第10条 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。</p> <p>2 市は、特定相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(0) 特定相談に応じ、関係者への事実の確認・調査を行うこと。</p> <p>(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。</p> <p>(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(3) 関係行政機関への紹介を行うこと。</p> <p>3 市は、障害者への相談支援を行う事業者等に、前項各号に掲げ</p>	<p>2 自立支援協議会は、前項の諮問を求められた場合において、助言又はあつせんを行うことが適当と認められたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。</p> <p>3 自立支援協議会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあつせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第4条の規定の施行の日に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。</p>
--	--	--	---

<p>イ 障害者が教育を受けようとする場合に行われる次に掲げる行為</p> <p>(ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会が与えられないこと。</p> <p>(イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。以下同じ。)が決定されること。</p> <p>(ウ) 授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること。</p> <p>ウ 障害者の雇用、又は業務に従事する場合に行われる次に掲げる行為</p> <p>(ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否され、又はこれに不当な条件が課されること。</p> <p>(イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇さ</p>		<p>る事務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(申立て)</p> <p>第 11 条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。</p> <p>2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 前 2 項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>(1) 行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為(同法第 2 条第 1 項に規定する事実行為をいう。)の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。</p> <p>(2) 申立ての原因となる事実</p>	
---	--	---	--

<p>れ、又は退職を強制されること。</p> <p>(ウ) 業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること。</p> <p>エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。</p> <p>オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、建物その他の施設又は公共交通機関の利用を、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。</p> <p>カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由な</p>		<p>のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)</p> <p>(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p> <p>(事案の調査)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等(市から委託を受けて障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。</p> <p>(助言及びあっせん)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、自立支援協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づく)に対し、助言又はあっせんを行うこ</p>	
---	--	--	--

<p>く、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。</p> <p>キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いがなされ、又は取扱いがなされようにされること。</p> <p>(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。</p> <p>イ 障害者がわいせつな行為をされること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限され、若しくは生殖を不能にされること。</p> <p>ウ 障害者に対する暴言又は拒絶的な対応その他の障害者が心理的外傷を与えられること。</p>		<p>とについて諮問を求めるものとする。</p> <p>2 自立支援協議会は、前項の諮問を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。</p> <p>3 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第14条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定め</p>	
--	--	--	--

<p>エ 障害者が衰弱するような減食又は長時間の放置がされること。</p> <p>オ 障害者の財産が不当に処分されることその他の障害者の財産上の権利が不当に奪われること。</p> <p>カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの権利や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置されること。</p> <p>(10) 後見的支援を要する障害者 福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関(以下「関係機関」という。)が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければな</p>		<p>る。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第11条の規定の施行の前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。</p>	
---	--	--	--

<p>らない。</p> <p>2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。</p> <p>3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として認められ、地域において共に暮らしていけるよう行われなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。</p> <p>2 市は、障害者への差別をなくし、障害者虐待の未然防止と早期発見が図られるよう、市民に対し正しい知識と理解の啓発を行い、広く相談窓口や虐待通報受理窓口の周知を図るとともに、障がいのある人と障害のない人との交流の機会の提供その他の必要な施策を講じなければ</p>			
---	--	--	--

ならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための環境づくりに努めなければならない。

(顕彰)

第6条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者を顕彰することができる。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(特定相談)

第8条 市民及び事業者は、市に対し障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間

の調整を行うこと。
(3) 関係行政機関への通告、
通報その他の通知を行うこと。

(相談員)

第9条 市長は、次に掲げる者に
前条第2項各号に掲げる業務の
全部又は一部を、委託すること
ができる。

- (1) 小金井市障害者地域自立
生活支援センター(以下「自
立生活支援センター」とい
う。)
- (2) 小金井市精神障害者地域
生活支援センター そら
- (3) 小金井市障害者虐待防止
センター
- (4) 小金井市児童発達支援セ
ンター きらり
- (5) 小金井市子ども家庭支援
センター
- (6) 小金井市教育相談所
- (7) 小金井市権利擁護センタ
ー
- (8) 小金井市が指定した指定
特定相談事業所及び指定
児童相談支援事業所(以下
「相談支援事業者」という。)
- (9) 身体障害者福祉法(昭和
24年法律第283号)第12条
の3第3項に規定する身体
障害者相談員
- (10) 知的障害者福祉法(昭和
35年法律第37号)第15条
の2第3項に規定する知的
障害者相談員

<p>(11) 小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局(通称:福祉オンブズマン)</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し経験や識見を持っている者であって、市長が適当と認めるもの</p> <p>2 第1項の規定により委託を受けた者(以下「相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>3 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>(申立て)</p> <p>第10条 障害者は、自己に対する差別が行われたと認めるときは、その差別に係る事案(以下「事案」という。)の解決を図るため、市長に対し助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p> <p>2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p>			
---	--	--	--

<p>3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>(1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行であるとき。</p> <p>(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)</p> <p>(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p> <p>4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。</p> <p>(事案の調査)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調</p>			
--	--	--	--

査に協力するよう勧告することができる。

(助言及びあっせん)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の申立てがあったときは、小金井市地域自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)に対して、前条第1項の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの内容について審議を求めるものとする。

2 前項の場合において、自立支援協議会が助言又はあっせんを行うことを適当と認め、市長に助言又はあっせんの内容について意見したときは、市長は、当該事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、自立支援協議会の意見を尊重した上で、助言又はあっせんを行うものとする。

3 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんの審議のために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第13条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせ

んに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第2節 障害者への虐待の防止等

(虐待の禁止)

第15条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(実施機関)

第16条 市は、障害者への虐待防止に第一義的に責任を有し、市から障害者虐待防止事業の委託を受けた自立支援センターは市と連携し、専門的及び継続的な視点から、この事

保留となった論点

虐待の防止は、当然であるが、運用を考えたときに、適切であるか

→「権利条約」では、差別と虐待が表裏一体の関係にあり同等に取り扱われていること。

権利条約は、その後、国内法のへの展開は、障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法、障害者優先調達法等々対応など、その分野ごとに行われている。

<p>業に関与し必要な支援を行う。</p> <p>(障害者虐待防止ネットワーク) 第 17 条 市は、障害者虐待の発生を防止、潜在的な虐待を顕在化させ、早期対応を行うために障害者虐待防止ネットワークを構築し、適宜、必要に応じて連絡会を開催する。</p> <p>2 市及び自立生活支援センターは、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。</p> <p>(家庭訪問) 第 18 条 自立生活支援センターは、虐待のおそれのある障害者の家庭等に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安解消に向けた支援を行う。</p> <p>(通報及び届出) 第 19 条 市民並びに事業者及び関係機関(これらの従業員を含む。)は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに市又は自立生活支援センターに、通報又は届出をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通報又は届出をされた事業者及び関係機</p>	<p>➡すでに国内法として「虐待防止法」が施行されているが小金井市では要綱で運用実施されている。しかし、市民に広く周知ができていないのではないか？</p> <p>➡他市や他県の条例案を検討すると虐待についても盛り込まれている自治体が有る。 等々の理由により、本市でも盛り込むべきではないか。 とする意見</p> <p>☞すでに運用されているし、実際に障害者センターがその機能を有して活動していること。</p> <p>すでに法案が施行されていることから、差別解消法に関わる条例案に盛り込むのはなじめないのではないかとする意見が事務局から出されていて</p> <p>条例原案としてまとめることが時間内でできなかったことから、今後の意見聴取や条例制定に向けた議論の場で検討してもらうことにする。</p> <p>保留ということで表記し、より多くの人に議論してもらうこととする。</p>		
---	---	--	--

関は、当該通報又は届出をした従業員その他の者に対し、当該通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報及び届出を受けた場合の対応)

第 20 条 市及び自立生活支援センターは、前条第 1 項の規定による通報又は届出を受理した場合には、訪問調査、個別ケース会議等において情報の収集を行い、当該障害者の安全確認及び虐待の事実確認を行う。

(立入調査)

第 21 条 市長は、障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると判断したときは、障害者福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行う場合、当該障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、立入調査に協力しなければならない。

3 前項の規定による立入調査を行う場合、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提

<p>示しなければならない。</p> <p>4 市長は、立入調査をさせようとする場合で、職務の執行に際し必要があると認めるときは、小金井警察署に対し援助を求めることができる。</p> <p>(居室の確保) 第22条 市及び自立生活支援センターは、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時保護するため、必要な居室の確保を行う。</p> <p>(面会の制限) 第23条 市長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時保護するために入居措置を行った場合で、状況を勘案し必要があると認めるときは、障害者の保護者及び養護者並びに事業者の面会及び連絡を制限することができる。</p> <p>(専門的助言) 第24条 市及び自立生活支援センターは、専門家から虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法又は虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法等について、専門的助言を受けることができる。</p>			
--	--	--	--

(個人情報保護)

第 25 条 第 19 条の規定による通報又は届出を受けた市職員又は自立生活支援センター職員は、その職務上知り得た事実であり、支援の過程で知った障害者本人及びその家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 市は、障害者の生命、身体及び財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合等、小金井市個人情報保護条例(昭和 63 年条例第 31 号)第 12 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定に該当する場合には、本人の同意の有無にかかわらず、当該障害者の情報について第三者提供をすることができる。

(成年後見申立て)

第 26 条 市長は、その必要性を認めた場合において、被虐待障害者に対する成年後見の申立てを行うことができる。

(委任)

第 27 条 障害者虐待防止事業の運営に関する詳細は、小金井市障害者虐待防止対応マニュアルに定める。

第 3 節 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

<p>第28条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。</p> <p>2 関係機関は、医療福祉サービス及び教育の提供に当たって、その質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービス及び教育の提供に努めなければならない。</p> <p>3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たって、専門技術及び職業倫理の向上並びに、障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な医療福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。</p> <p>(市の施策等)</p> <p>第29条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等の課題解決のため、次の施策や支援などを行うものとする。</p> <p>(1) 乳幼児であるときから生涯にわたって障害者が、その心身の発達のために必要とする</p>			
--	--	--	--

<p>適切な支援を受けることができるようにするために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(2) 障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(4) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、関係機関と連携の下、障害者の就労の支援を日常生活等の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。</p> <p>(5) 災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければな</p>			
--	--	--	--

<p>らない。</p> <p>(6) 意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(7) 行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。</p> <p>(8) 障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で日常生活等を営む上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(9) 道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。</p> <p>(10) 後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して日常生活等を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づく</p>			
---	--	--	--

<p>サービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(11) 成年後見制度及び前号の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。</p> <p>(事業者の支援等)</p> <p>第30条 事業者は、障害者と共に暮らせるよう、日常生活等の課題解決のため、次の支援や配慮に努めるものとする。</p> <p>(1) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者に必要な居住するための安全な場所の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、それぞれの障害の特性を理解し、障害者の雇用機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。</p> <p>(3) 障害者が日常生活等を営む上で必要な物品の販売やサービスの提供を受ける場合には、意思疎通や移動が困難な障害者その他の障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じ</p>			
---	--	--	--

<p>た配慮を行うよう努めなければならぬ。</p> <p>(4) 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、それぞれ障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。</p> <p>(包括的な教育の実施等)</p> <p>第 31 条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。</p> <p>2 市及び市が設置する学校は、障害者が居住する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校及び同法第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。</p> <p>4 市及び市が設置する学校は、学校教育及び社会教育の場に</p>			
---	--	--	--

において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(自立支援協議会の設置等)

第32条 障害者の地域における自立した日常生活等の課題解決に関する事項を調査審議するため、自立支援協議会を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

(1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。

(2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

(4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。

(5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(6) 本条例第12条第1項に規定する助言又はあつせんの内容に関すること。

(7) この条例の実施状況に関すること。

(8) その他障害者の日常生活等の課題解決に必要と認められること。

3 自立支援協議会は委員をもって組織し、その委員は、次に掲

<p>げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 公募市民(市内に住所を有する者に限る。)</p> <p>(2) 相談支援事業者</p> <p>(3) 福祉サービス事業者</p> <p>(4) 保健・医療関係者</p> <p>(5) 教育関係者</p> <p>(6) 企業・商店会関係者</p> <p>(7) 障害者団体</p> <p>(8) 就労関係者</p> <p>(9) 障害者福祉に関する学識経験者</p> <p>(10) 民生委員・児童委員</p> <p>(11) 法曹・権利擁護関係者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、要綱で定める。</p> <p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、特段の定めがある場合を除き、規則において定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成○年○月○</p>			
---	--	--	--

<p>日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第 10 条の規定の施行の前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>(検討)</p> <p>3 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p>			
---	--	--	--